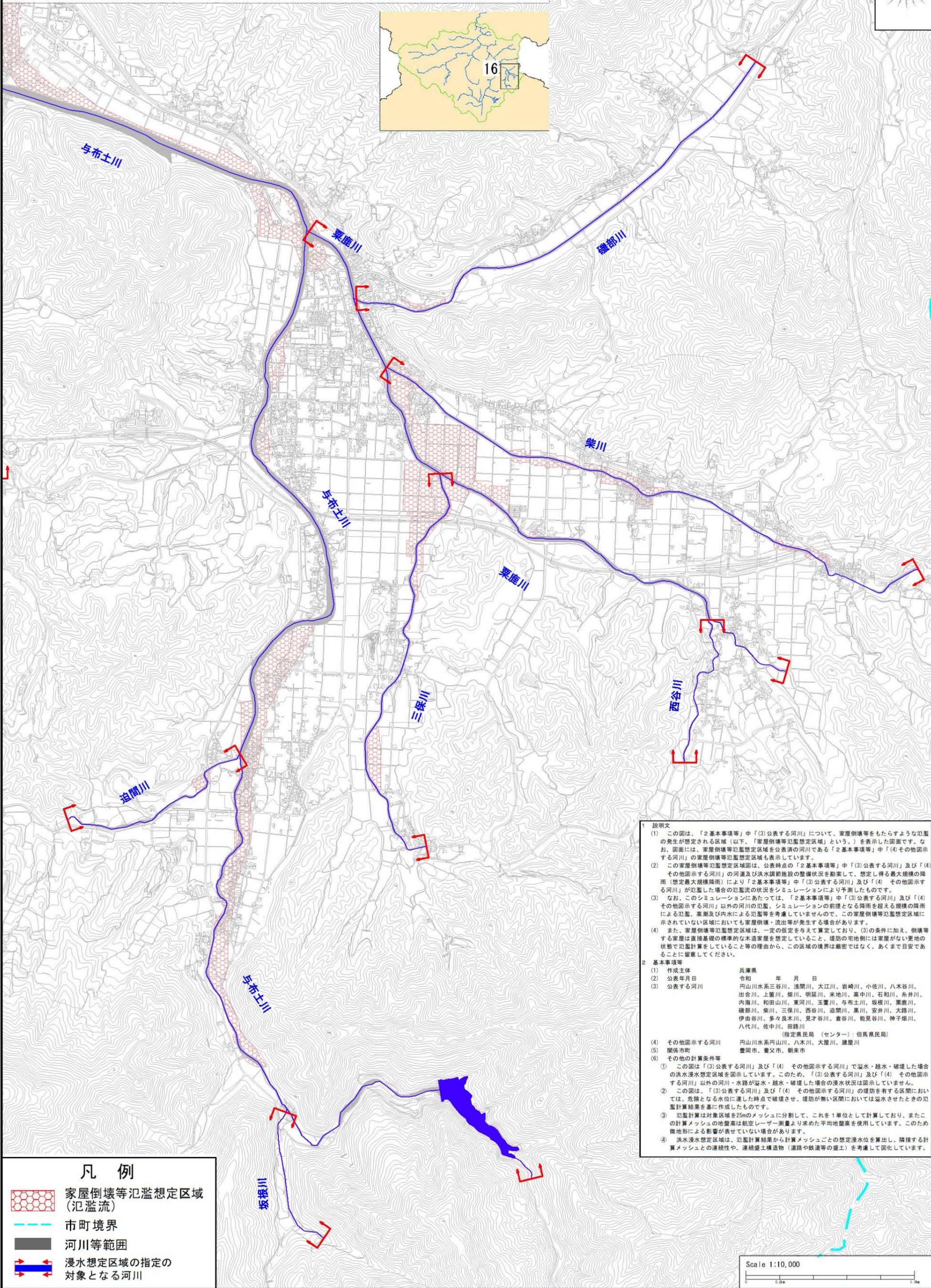
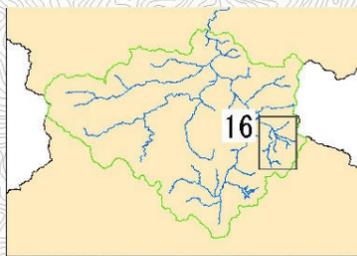
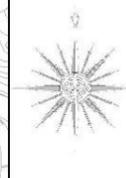


# 円山川水系 洪水浸水想定区域図(養父市域・朝来市域) 【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、「(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日  
 (3) 公表する河川 円山川水系三谷川、浅間川、大江川、岩崎川、小佐川、八木谷川、出合川、上箇川、畑川、明延川、米地川、高巾川、石和川、糸井川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、与布土川、坂根川、栗原川、磯部川、柴川、三保川、西谷川、追間川、黒川、安井川、大路川、伊由谷川、多々良木川、見才谷川、倉谷川、能見谷川、神子畑川、八代川、佐中川、田路川  
 (指定県民局(センター):但馬県民局)

(4) その他図示する河川 円山川水系円山川、八木川、大屋川、建屋川  
 (5) 関係市町 豊岡市、養父市、朝来市  
 (6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

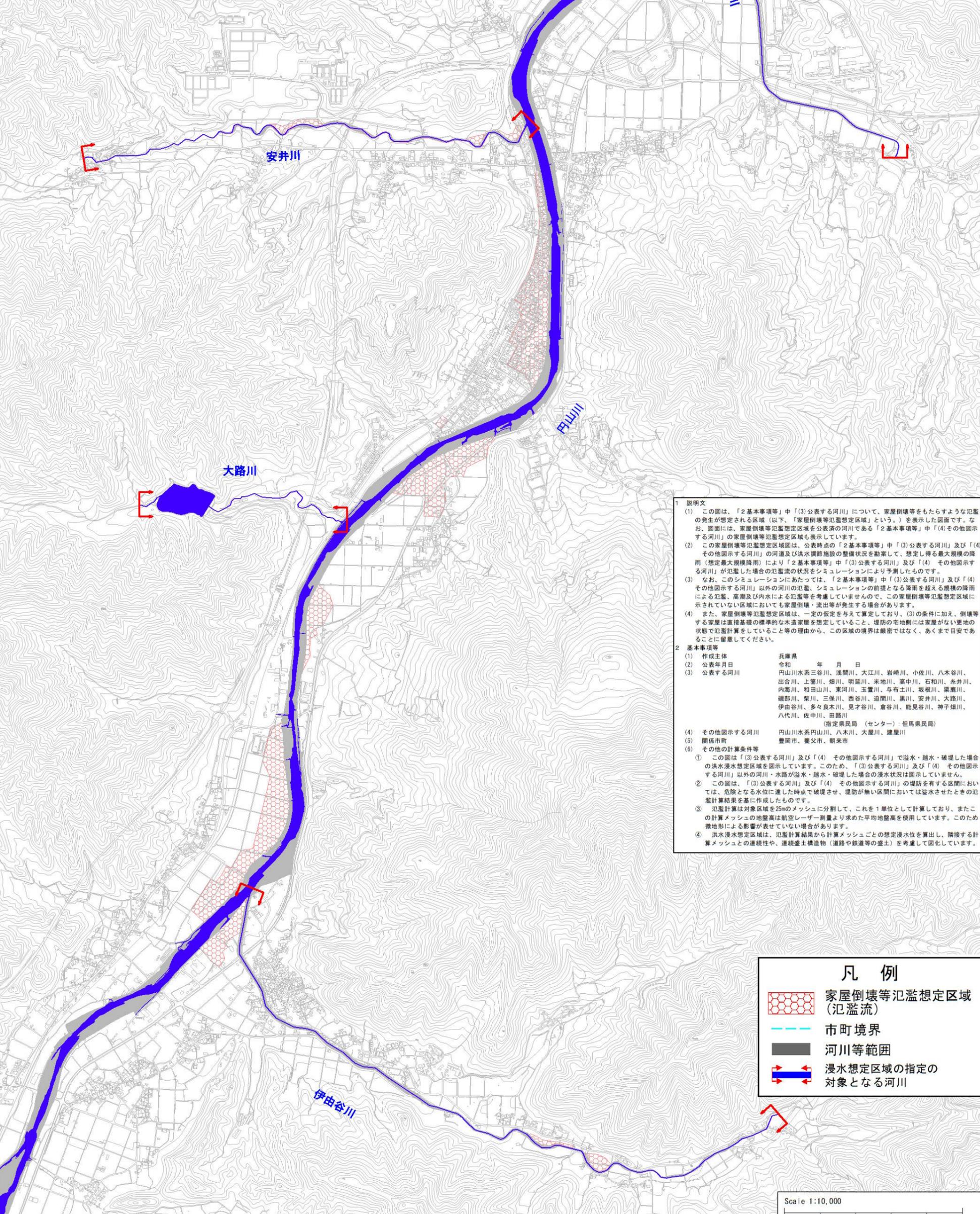
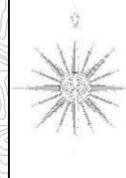
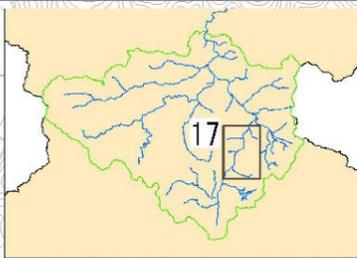
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第396号)  
 この図は、国土交通省国土地理院が管理する航空レーザー測量データを使用したものである。

円山川水系 洪水浸水想定区域図(養父市域・朝来市域)  
【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



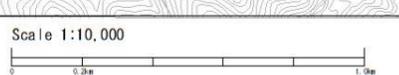
1 説明文  
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。  
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。  
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等  
 (1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日  
 (3) 公表する河川 円山川水系三谷川、浅間川、大江川、岩崎川、小佐川、八木谷川、出合川、上藤川、畑川、明延川、米地川、高申川、石和川、糸井川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、与布土川、坂根川、栗鹿川、磯部川、柴川、三保川、西谷川、追間川、黒川、安井川、大路川、伊由谷川、多々良木川、見才谷川、倉谷川、能見谷川、神子畑川、八代川、佐中川、田路川  
 (指定県民局(センター):但馬県民局)  
 (4) その他図示する河川 円山川水系円山川、八木川、大屋川、建屋川  
 (5) 関係市町 豊岡市、養父市、朝来市  
 (6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。  
 ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。  
 ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。  
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

凡 例

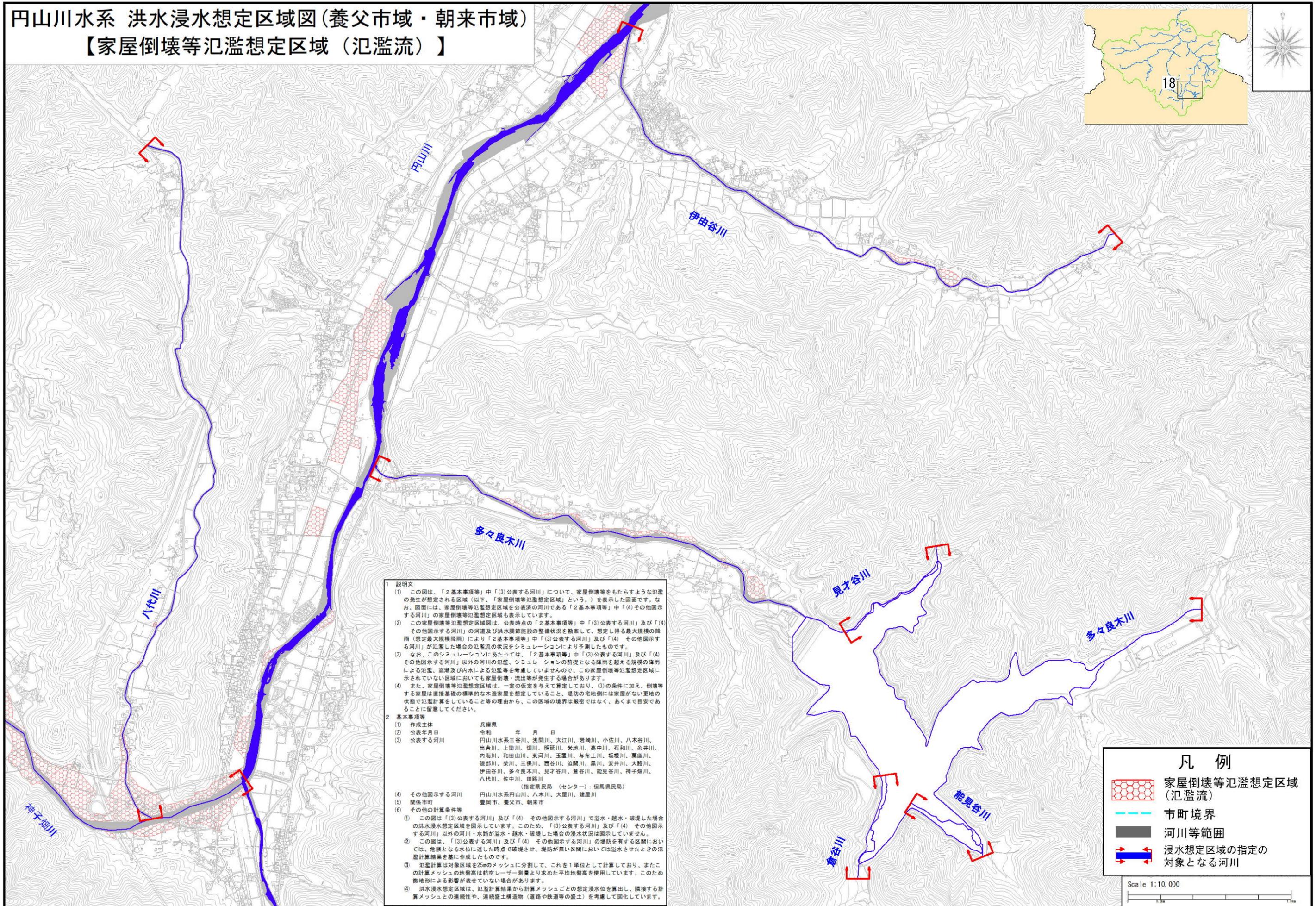
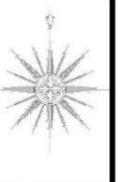
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第396号)  
 この図は、国土交通省国土地理院が管理する航空レーザー測量データを使用したものである。

円山川水系 洪水浸水想定区域図(養父市域・朝来市域)

【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体	兵庫県
(2) 公表年月日	令和 年 月 日
(3) 公表する河川	円山川水系三谷川、浅間川、大江川、岩崎川、小佐川、八木谷川、出合川、上置川、畑川、明延川、米地川、高中心、石和川、糸井川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、与布土川、坂根川、栗鹿川、磯部川、柴川、三保川、西谷川、迫間川、黒川、安井川、大路川、伊由谷川、多々良木川、見才谷川、倉谷川、龍見谷川、神子畑川、八代川、佐中川、田路川 (指定農林局(センター):但馬県民局)
(4) その他図示する河川	円山川水系円山川、八木川、大屋川、建屋川
(5) 関係市町	豊岡市、養父市、朝来市
(6) その他の計算条件等	

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

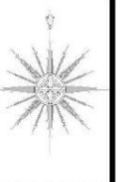
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。

- 凡 例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
  - 市町境界
  - 河川等範囲
  - 浸水想定区域の指定の対象となる河川

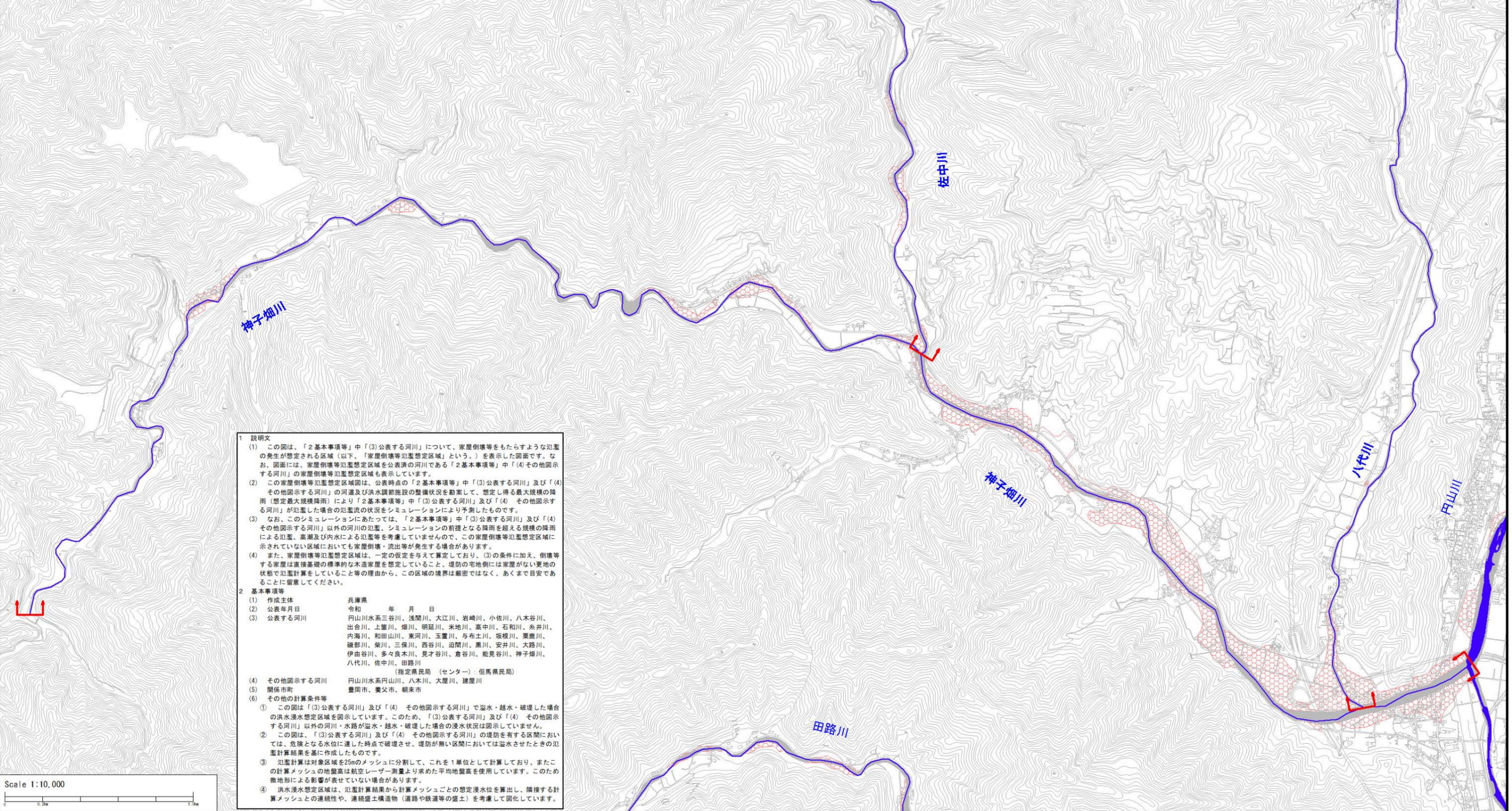
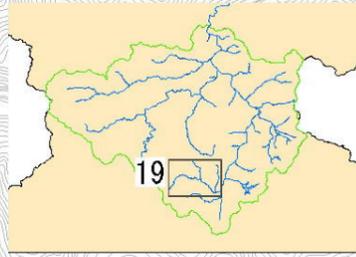
Scale 1:10,000

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第396号) この図は、国土交通省国土院が管理する航空レーザー測量データを使用したものである。

# 円山川水系 洪水浸水想定区域図(養父市域・朝来市域) 【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



- 凡 例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
  - 市町境界
  - 河川等範囲
  - 浸水想定区域の指定の対象となる河川



**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体	兵庫県
(2) 公表年月日	令和 年 月 日
(3) 公表する河川	円山川水系三谷川、浅間川、大江山、岩崎川、小佐川、八木谷川、出合川、上蘆川、畑川、明延川、米地川、高申川、石和川、糸井川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、与布土川、坂根川、栗産川、磯部川、柴川、三保川、西谷川、迫間川、黒川、安井川、大路川、伊由谷川、多々良木川、見牙谷川、倉谷川、能見谷川、神子畑川、八代川、佐中川、田路川 (指定県民局(センター)：但馬県民局)
(4) その他図示する河川	円山川水系円山川、八木川、大屋川、建屋川
(5) 関係市町	豊岡市、養父市、朝来市
(6) その他の計算条件等	

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

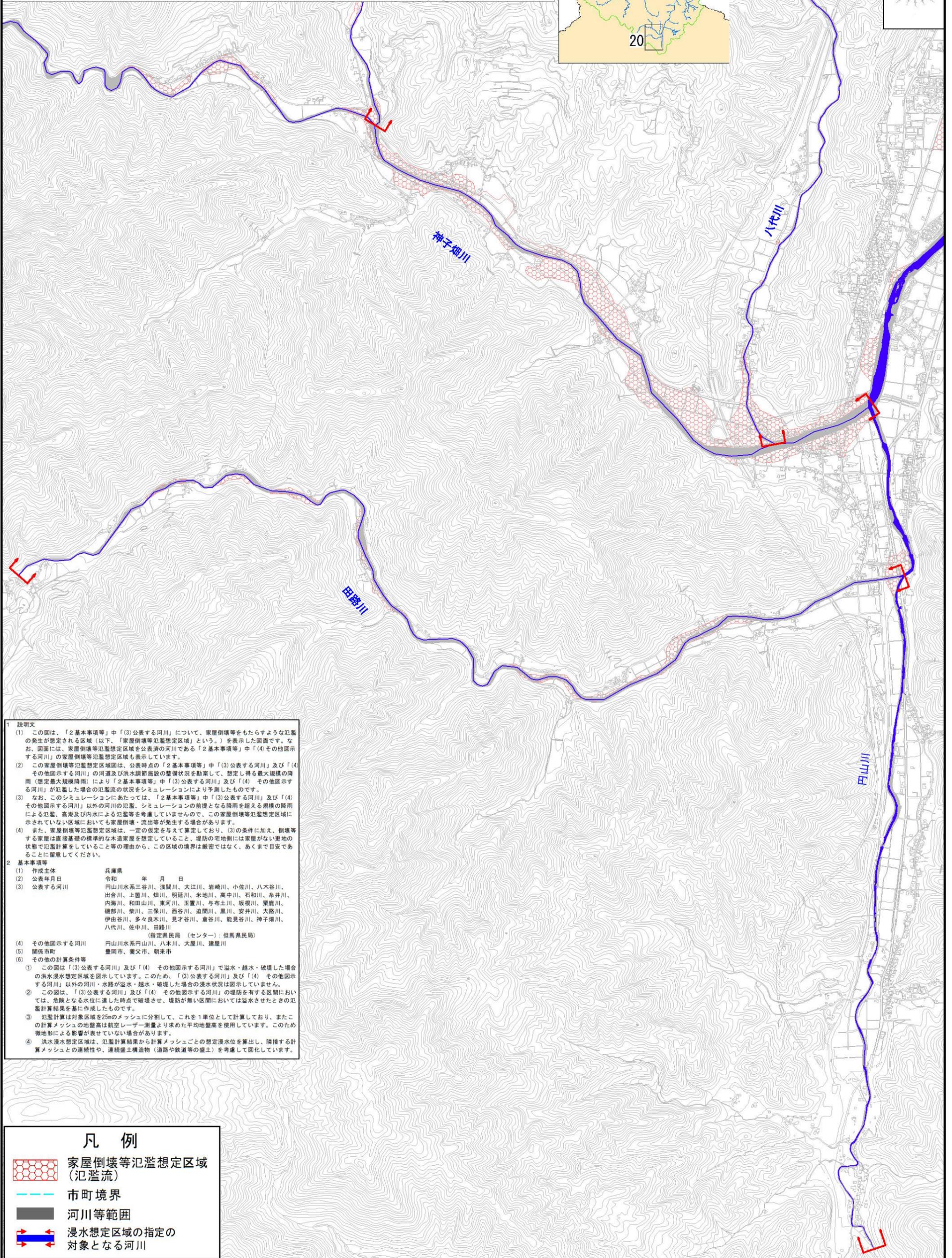
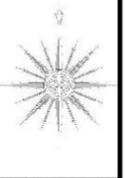
② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4) その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第396号)  
この図は、国土交通省国土地理院が管理する航空レーザー測量データを使用したものである。

# 円山川水系 洪水浸水想定区域図(養父市域・朝来市域) 【家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)】



**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日  
 (3) 公表する河川 円山川水系三谷川、浅間川、大江川、岩崎川、小佐川、八木谷川、出合川、上野川、畑川、明延川、米地川、高申川、石和川、糸井川、内海川、和田山川、東河川、玉置川、与布土川、坂根川、栗原川、磯部川、柴川、三保川、西谷川、迫間川、黒川、安井川、大路川、伊由谷川、多々良木川、見ヶ谷川、倉谷川、能見谷川、神子畑川、八代川、佐中川、田路川  
 (指定県民局(センター):但馬県民局)

(4) その他図示する河川 円山川水系円山川、八木川、大屋川、建屋川  
 (5) 関係市町 豊岡市、養父市、朝来市  
 (6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

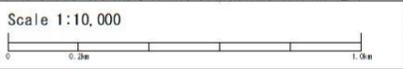
② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。

**凡 例**

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第396号)  
 この図は、国土交通省国土地理院が管理する航空レーザー測量データを使用したものである。